

広島県立歴史博物館管理運営規則（平成元年広島県教育委員会規則第九号）第三条第二項の規定によって、広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）及び頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）を次のとおり臨時開館又は臨時休館する。

令和八年三月十九日

広島県立歴史博物館長 宮 野 学

一 広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）

1 臨時開館日

令和九年一月二日及び同月三日

2 臨時休館日

令和八年六月二十三日から同月二十六日までの間及び令和九年二月十六日から同月十九日までの間

二 頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）の臨時休館日

令和八年四月一日から同月三日までの間、同年六月二日から同月五日までの間、同年七月十四日から同月十七日までの間、同年九月十五日から同月十八日までの間、同年十一月十日から同月十三日までの間、令和九年一月十三日から同月十五日までの間、同年二月二日から同月五日までの間及び同年三月十六日から同月十八日までの間